

三田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市民の地域防災力の向上を目的として、自主防災組織の資機材整備時及び防災訓練実施時に要する経費の全部または一部を補助することについて、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 三田市区・自治会連合会に登録されている区及び自治会又は市長が認めた団体
- (2) 自主防災組織 市民がその地域の防災活動を行うため、自治会を単位として自主的に結成し運営する組織で、市長に届け出た組織
- (3) 防災訓練 消火訓練、避難訓練、炊出し訓練、救助救出訓練、応急手当訓練その他防災に関する訓練
- (4) 防災資機材 自主防災組織が地域の防災活動を行うために必要な機械器具等

(届出の基準)

第3条 市長に自主防災組織として届け出ることができる組織は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、活動を有効に行うことができないと認められる場合はこの限りでない。

- (1) 自治会等を単位として結成された組織
- (2) 活動地域の地形、面積または構成世帯の規模等の事情により、効果的な運営を図るため、当該組織の総意により複数の自治会等により結成された組織
- (3)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に定めるとおりとする。

- (1) 防災資機材整備事業 別表第1に掲げる防災資機材を整備するための事業
- (2) 防災訓練事業 別表第2に掲げる防災訓練を実施するための事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に定める事業にあつては、別表第1に掲げる経費とし、補助金の額は100,000円を上限とする。ただし、補助を受けた年度の翌年

度から起算して3年間は補助を受けることができない。

(2) 前条第2号に定める事業にあつては、別表第2に掲げる経費とし、補助金の額は次のとおりとする。

ア 自主防災組織を構成する自治会等が単一のときは、補助金の額は30,000円を上限とする。

イ 自主防災組織を構成する自治会等が複数のときは、補助金の額は60,000円を上限とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、補助対象者が補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該事業を補助対象としないものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(三田市自主防災組織育成事業推進助成要綱の廃止)

2 三田市自主防災組織育成事業推進助成要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

防災資機材 (長期間の保存に耐えないもの及び消費を目的とするものを除く。)	初期消火用資機材	ホースボックス、可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、スタンドパイプ、組立型水槽、その他初期消火活動に必要な資機材
	救助用資機材	一輪車、強力ライト、携帯用無線通信機、ハンドマイク、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロックジャッキ、ゴムボート、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
	救護用資機材	担架、毛布、発電機、揚水機、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材

	給食給水用資機材	釜、鍋、1トン受水槽、ろ水器、その他給食給水活動に必要な資機材
	訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練等に必要な資機材
	その他の資機材	ビニールシート、ヘルメット、テント、天幕、保管庫（文字入）、その他特に必要と認める資機材

別表第2（第4条、第5条関係）

消火訓練に関するもの	消火器具、消火器、灯油等の使用燃料など
避難訓練に関するもの	広報用のチラシ、スモークマシンオイルなど
炊出し訓練に関するもの	食材、使用燃料、調理器具など
救助救出訓練に関するもの	資機材のレンタル料など
応急手当訓練に関するもの	三角巾等の救急用品など
その他防災訓練等に関するもの	事務用品、防災グッズなどの啓発用品、広報用品など